

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由(7条該当号)	担当局	担当
平成29年 8月1日	平成29年 8月15日	大阪市が所管する審議会等において、議事録、審議要旨の作成を定めた指針があるのに、議事録等を作成していないものについて、その審議会等の名称、作成していない理由、大阪市行政委員会事務局の監査による指適を受けたことが確認できる文書。	不存在	号	市民局	総務グループ
平成29年 8月1日	平成29年 8月15日	市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分（申請に対する決定含む。）について審査請求・異議申立の制度ある場合に、その制度に基づき作成された「決定書」。ただし、決定書について、必要な所属長決裁なく、課長までのゲタ版決裁。同課長・同課長代理が同様案件で以前に文書管理システムで所属長決裁している。公印審査を行っていない。定められた公印を使用していない。不服ある場合の教示の記載がない。また、審査会に係り議事録を作成していない。当初審査会と審査請求等あった場合の審査会の審査委員が定数より少ない同一の1名である。以上、～のすべてを満たすもの。ただし、～については身障手帳交付申請など二審ある場合のみ必要条件とする。決定書は写し含む。	不存在	号	市民局	総務グループ
平成29年 8月29日	平成29年 9月8日	行政処分の決定が審査会等の判断による答申を基本的根拠としている場合に、申請者が審査委員から直接説明受けることについて、必要性等を定めた条文・規則等（否定含む）。	不存在	号	市民局	総務グループ
平成29年 8月29日	平成29年 9月8日	H29.8.1に公開請求「市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分…。以上～のすべてを満たすもの。…」で唯一公開された（H29.8.15付大北福第457号）についてその事実（不正の積重により作成された決定書）を所属長が承知していることが確認できる文書。ただし、北区を除く市長部局について。	不存在	号	市民局	総務グループ